

## 質問回答

2016年7月29日

「2016年度案件別外部事後評価:パッケージ II-8(SATREPS)」

(再公示日:2016年7月20日/公示番号:160431)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	20頁 イ. 評価実施方法の検討 JSTとAMEDが評価を担当する 「問題解決につながる知見の獲得の内容」	<p>現時点では、JICAを含むJST、AMEDの3者間の認識として事後評価項目の明確な棲み分けが出来ている状態ではないですが、SATREPS案件に関するJICA事後評価の主要な部分は、国内の研究成果の現地国への適用に関する試みの適切性(もしくは仮説検証の結果)を定量的に評価し、<u>現地国における問題解決に向けた目標達成度を科学的な裏付けをもって明確に示す</u>ところと理解しています。(この点はJSTの評価委員も詳細な検証は困難と考えます)</p> <p>他方、指示書にある「問題解決につながる知見の獲得の内容」はJSTもしくはAMEDが研究成果の<u>現地国における適用</u>(もしくは仮説検証の結果)の有効性も評価するというを示しているのでしょうか?</p> <p>当方との認識に齟齬が無いよう「問題解決につながる知見の獲得の内容」について明確にご説明願います。</p>	<p>JICAの評価部分はPDMをベースに評価を行います。目標達成度についてはPDMで設定された指標に基づいて評価を実施することを想定しています。「問題解決につながる知見の獲得の内容」については、PDMに盛り込まれている場合にはJICA部分で一義的には確認を行います。科学的な分析が必要な内容については、JST、AMEDが別途実施する「追跡評価(*)」にゆだねることを想定しています。</p> <p>今回の事後評価では、文部科学省およびJST等の各種評価規程等も確認しつつ、JICAとしてはPDMに基づいた評価判断を行います。</p> <p>ただし、評価を進める中で、PDMに盛り込まれている内容であってもJICAの事後評価では検証・分析が困難な研究成果やその適用部分がある場合は、それらを洗い出して頂いた上で、文科省の追跡評価の確認項目として提案することを想定しています。</p>

			(*)SATREPS については科学技術的視点からの評価については文部科学省の評価基準に則り、JST および AMED が「追跡評価」(実施時期は研究内容に応じて設定)を今次事後評価とは別に実施する予定です。追跡評価の目的は「国際共同研究終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて国際共同研究の成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業運営の改善等に資する」ことを目的に実施されます。
	22頁 「5. 報告書・成果品等(1) 報告書」	言語部数に関し、ペルー案件に関する西文による成果品作成の記述がありますが、本件とは関係ないと考えてよろしいでしょうか？念のため。	ご指摘のとおり、西文の成果品は不要です。
2	24頁 第3 業務実施上の条件	本件再公示につき、業務開始は当初の8月中旬の開始から、8月下旬もしくは9月初旬に後ろ倒しのご提案は可能でしょうか？	本件の契約締結時期は9月上旬となりますので、ご理解のとおり9月上旬以降の業務開始としてご提案ください。
3	別添【事後評価業務における排除者条項】	「利益相反の補足説明」の情報提出の締め切りが7月12日になっていますので、公示日以降の締め切りをご提示ください。	回答は先行公表済み。 修正後〆切:8月2日12時

以上